

# 群馬県生協連女性協議会の紹介



## ● 活動理念

「男女共同参画社会」の実現に向けて国や各自治体はさまざまな施策を実施し、企業や市民の取り組みも進められていますが、理想の実現には至っていないのが現状です。

私たち生協は、「みんなは1人のために、1人はみんなのために」を掲げて、女性も男性も参加する協同組合です。その人らしく男女ともに生きる事が男女共同参画であり、その究極の目指すところは『平和な社会』の構築にほかなりません。

女性協議会では生協の立場で運動の一翼を担い、群馬の共同参画を進めていくために、まず学習をし、問題を直視し、出来る事を探ります。

## ● 構成

群馬県生協連に加盟する会員生協で構成しています。現在は、地域生協3生協、医療生協4生協から運営委員を選出し、活動を推進しています。



## ● 活動

### 毎月1回、運営委員会を開催



女性協の活動は毎月の運営委員会で相談しながら進めています。

### 会員生協との懇談会を開催



会員生協との懇談会を開き、情報交換を行っています。

### 定期総会を開催

年間のまとめ、方針を確認



毎年1回、活動のまとめと年度方針を話し合う総会を開いています。アトラクションも好評です。

### 組合員学習交流会を開催



### 他団体との交流に参加



### 会員生協活動交流会を開催



グループワークで身近な活動についての情報交換ができる活動交流会も好評です。

### 学習視察ツアーを開催



女性の活躍、男女共同参画の事例などを学ぶ「視察学習バスツアー」を開催しています。

「男女共同参画社会」は、男女共同参画社会基本法第2条により「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されています。

国連女子差別撤廃条約(1979年国連総会で採択)を日本が批准したのは1985年、男女共同参画社会基本法が施行されたのは1999年、群馬県男女共同参画推進条例が施行されたのは2004年4月。国や自治体でも様々な取り組みがされていますが、まだまだ十分とは言えません。